予 納 郵 券 一 覧 表

広島家庭裁判所

	事 件 名	郵 券 額	備 考
	遺産分割	100円×（当事者数×2）枚 94円×（当事者数）枚 50円×（当事者数）枚 5円×（当事者数）枚 84円×（10＋当事者数）枚 10円×（10＋当事者数）枚 1円×（10＋当事者数）枚	※申立人と相手方の合計人数が「当事者数」となります。
	遺留分侵害額請求 （遺留分減殺請求）	140円×（2＋当事者数）枚 84円×（10＋当事者数）枚 10円×（10＋当事者数）枚 1円×（10＋当事者数）枚	※申立人と相手方の合計人数が「当事者数」となります。
	277条調停事件 （親子関係不存在確認など）	1194円分×（当事者数）組 140円×（相手方数）枚、84円×6枚、10円×6枚	※申立人と相手方の合計人数が「当事者数」となります。
	上記以外の調停 （離婚・親権者変更など）	140円×（相手方数）枚、84円×6枚、10円×6枚	
審判	不在者財産管理人選任	100円×2枚、84円×15枚、50円×2枚 10円×14枚、5円×4枚、1円×10枚	※権限外行為許可 84円×1枚
	相続財産管理人選任 相続財産清算人選任	100円×1枚、84円×6枚、50円×2枚 10円×14枚、5円×6枚	※相続人捜索の公告 84円×3枚
	特別縁故者に対する 相続財産分与	500円×4枚、100円×4枚、84円×10枚 50円×2枚、10円×10枚	
	就籍／戸籍訂正	500円×2枚、100円×1枚、84円×15枚 10円×20枚、2円×10枚	
	失踪宣告／失踪宣告の取消し	500円×2枚、100円×8枚、84円×15枚 20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚	
	子の氏の変更	84円×1枚	※住所が別の15歳以上の子がいる場合、84円×1枚追加
	氏の変更	500円×2枚、100円×2枚、84円×5枚 10円×10枚、2円×5枚	※夫婦連名申立ての場合、500円×2枚追加
	名の変更	500円×2枚、100円×2枚、84円×5枚 10円×10枚、2円×5枚	
	死後離縁	500円×2枚、100円×1枚、84円×5枚 10円×10枚、2円×5枚	
	相続放棄の申述	84円×5枚、10円×5枚	※申述人が外国在住者の場合、10円×6枚追加
	相続の承認・放棄の期間伸長	84円×5枚	
	特別代理人選任	84円×（2＋未成年者数×5）枚 10円×（2＋未成年者数×5）枚	
	遺言書検認	84円×（相続人数＋申立人（相続人以外の場合）＋受遺者数（開封済み遺言書の場合））枚 84円×2枚	
	遺言執行者選任	84円×6枚、10円×2枚	
	養子縁組	84円×10枚、10円×5枚	
	請求すべき按分割合に関する処分	1194円分×2組、84円×6枚、10円×6枚	調停申立ての場合 140円×1枚、84円×6枚、10円×6枚
	別表第2事件 審判前の保全処分	1194円分×（当事者数★）組、140円×1枚 84円×6枚、10円×6枚	広島の弁護士が代理人の場合、★を1組減らす。
即時抗告	《収入印紙》 別表第1事件　1200円 別表第2事件　1800円 （件数によって異なる可能性がありますので、詳しくは担当書記官もしくは受付にお尋ねください。）	500円×4枚、100円×4枚、84円×10枚 50円×10枚、20円×10枚、10円×12枚 5円×8枚、1円×10枚 ※当事者が1人増えるごとに、500円1枚、100円3枚、20円10枚、10円6枚、5円4枚、1円10枚を追加する。	提出期限がありますので、事前になるべく担当書記官にお尋ねください。
人事訴訟	離婚、離縁など	500円×10枚、100円×10枚、84円×10枚 20円×10枚、10円×10枚、5円×10枚 1円×10枚　（合計7200円）	

※ この表に記載された額は、広島家庭裁判所本庁における原則的な取り扱いを記載したもので、他の裁判所や事件内容によって異なることがあります。（令和5年12月現在）